

国民年金 20歳になったら国民年金

学生や30歳未満の人で、収入が少なく毎月の保険料を納めるのが難しいのでは？

■学生の人は……

学生納付特例制度の申請手続きを！

●学生で本人の前年度所得が一定額以下の場合に申請して承認を受けることにより、保険料の納付が猶予されます。

●夜間部、定時制課程、通信制課程及び各種学校（修業年限1年以上）の学生も対象となります。
●承認期間は平成18年4月（または20歳の誕生日）から平成19年3月までです。
●手続きは毎年必要です。
▼持参するもの

- ①年金手帳、又は基礎年金番号通知書
- ②学生証（複写可）又は在学証明書
- ③失業したことにより申請を行うときは、失業したことがわかる公的機関の証明書の写し

■30歳未満の人は……

若年者納付猶予制度の申請手続きを！

●30歳未満の人（学生は除く）で本人・配偶者の前年所得（4月から6月分）については前々年の所得が一定額以下の場合に、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が猶予されます。

●承認期間は平成17年7月から平成18年6月。
●平成18年7月から平成19年6月は7月より受付します。
●納付猶予が承認された人は、あらかじめ希望を明記することにより、翌年以降も申請があったものとみなされ、自動的に審査が受けられます。

注意!!

- 承認期間は、老齢・障害・遺族基礎年金を受給するための資格期間には算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。
- 申請は、保険課国保年金係窓口まで

保険料納付については、**便利でお得な前納制度** をご利用ください。



●5月以降年度途中からの前納もできます。ご希望の人は、お近くの社会保険事務所までご連絡ください。

早割で1か月50円の割引も！

【5月分の例】 ……

翌月末口座振替（通常納付）…5月分は6月末に口座振替

【5月分の例】 ……

当月末口座振替（早割）…5月分を5月末に口座振替

●口座振替で通常よりも1か月早く引き落とす届出が必要です。

もしもの時に安心です



▼問い合わせ先＝保険課 国保年金係 ☎69134